

## 令和元年度 第26回「まちづくり会議」概要 湊地区

日 時：令和元年10月24日（木） 19：30～21：00

場 所：湊公民館

参加団体等：小学校育友会、区長会、黒松と渚を守る会、社会福祉協議会、寿会、湊自主防災会、財産区管理会、北消防団湊分団、子ども会、桜見守り隊、湊体協、食生活改善推進協議会 など

### 発言【1】

桜の木の下草刈のスケジュールについて

#### 【市】

下草刈りにつきましては、美川地域全域の公園等を一括管理していることや、雑草の繁茂時期、繁茂の状況、施設の利用計画などから、現在は、これらのことを踏まえスケジュールに沿っての手入れが困難な状況にあります。

湊町桜見守る会の皆さんにはご協力をいただき大変有難く思っているところであり、貴会の計画を予めお知らせいただくことで、計画に反映できないか検討していきたいと考えています。

### 発言【2】

融雪装置の設置について

#### 【市】

融雪装置につきましては、平成30年の豪雪による影響も記憶に新しく、市といたしましても極力対応できればと考えていますが、設置に関するコストや水源の確保などの問題もあり、すぐに対応することは厳しい状況にあります。引き続き、地下水以外の代替となるものがないか検討してまいりますので、ご理解とご協力のほど宜しくお願いいたします。

現在市では、除雪道路を3つに分け、交通の確保を最優先として除雪路線の優先順位を決めています。市ホームページに除雪路線図を掲載しており、雪に備え優先的に除雪される路線や降雪時の通行ルートを確認いただければと思います。

### 発言【3】

①加賀海浜産業道路について

②総合的な計画（西川・熊田川、自衛隊官舎）について

### ③湊保育園、湊児童館の今後について

#### 【市】

①加賀海浜産業道路の手取川架橋区間は令和4年度に供用開始が予定されています。湊地区から当該道路への取付け部分につきましては、県と調整を行っており了解を得ているところです。供用が開始されれば災害時の物資の運搬、緊急車両の通行等に有効な道路となると考えています。

②西川、熊田川の合流部につきましては、国が逆流を防ぐ樋門の設置を計画しています。早期整備に向け今後も要望してまいります。

自衛隊美川宿舎につきましては、入居者は令和元年9月末ですべて退去しています。また、跡地利用につきましては、令和2年度に用地全体とA棟を防衛省から財務省へ所管換え後、市や県などに利用計画の有無を確認すると聞いており、周辺には県所有の施設があることから、県の方針も聞きながら考えてまいります。

③湊保育園、湊児童館の老朽化対策につきましては、湊保育園は大規模改修で対応することを考えています。現在、保育所や放課後児童クラブの整備を優先的に行っており、湊保育園の改修は、今後の検討課題と考えています。

民営化につきましては、美川地域に公立保育所を1か所残すこととしており、湊保育園民営化の予定はありません。湊児童館につきましても、民営化の予定は現在のところありません。

#### 発言【4】

##### 買い物弱者に対するコミュニティバスの運用について

#### 【市】

コミュニティバス「めぐーる」のルート・ダイヤにつきましては、利用状況や地元からの要望を踏まえて毎年見直しを行っています。買い物につきましては「美川・湊ルート」と「西ルート」をご利用いただくことで、マルエーやAコープに行くことは可能と考えており、ぜひご利用いただきたいと思っております。

また、市では「市民協働で創るまちづくり」の中で地域課題について協議する「新しい地域コミュニティ組織」の創設を進めています。免許証を返納された高齢者の交通手段について地域で話し合い、福祉施設の車両の送迎時間以外の空き時間を活用する方法など、公共交通空白地の運送事業を実施することについても「市民協働で創るまちづくり」で取り組むことができる課題の一つとして考えています。

## 発言【5】

湊防災コミュニティセンターについて

### 【市】

湊公民館の建設は、令和2年3月完成予定であり、計画通りに工事が進んでいます。

湊地区の一番高い所に建設され、駐車場も広がります。平屋の建物になりますので使いやすくなります。防災センターということでマンホールトイレや発電機等を備え、今後の公民館のモデルになると考えています。2次避難所の利用計画等につきましても、完成後、湊地区自主防災会と相談しながら策定してまいります。

## 発言【6】

小舞子海岸の賑わいづくりについて

### 【市】

小舞子海岸につきましては、観光連盟ホームページや「感得の旅」パンフレットを通じて「日本の渚百選」に選ばれた夕日が望める海岸としてPRをしています。また、「ほっと石川旅ねっと」や「日本の森・滝・渚 全国協議会」ホームページでも広くPRを行っています。

小舞子海岸のキーワードは渚100選と夕日です。これらをどう情報発信していくかを、地域の皆さんとともに考えたいと思います。

## 発言【7】

AEDの屋外設置について

### 【市】

現在、AEDは小・中学校、地区公民館、保育施設、スポーツ施設等の公共施設157箇所の屋内に設置しています。

ご提案のように、屋外に設置すると昼夜を問わずいつでも使用することが可能になります。ただし、AEDは精密機器のため、屋外に設置する場合は温度調節が可能な専用ボックスに収納する必要があるとあり、機器の状態を遠隔監視する機能（バッテリーやパッドの消耗や使用期限、設置位置の移動、使用履歴は監視できますが収納ボックスの扉の開閉はわからない）やこれらにかかる費用、防犯等の課題、効果的な施設や場所について、今後検討してまいりたいと考えています。

## 発言【8】

湊総合グラウンドのバックネットについて

### 【市】

総合グラウンドのバックネットにつきましては、現状を確認し春のシーズンまでには修繕を行います。

## 発言【9】

西川の清掃について

### 【市】

市では、松任・美川・鶴来地域全体で、町内会ご協力のもと、市民参加による清掃活動を行い、生活排水路、側溝の土砂上げ清掃を年1回実施しておりますが、大きな河川は、堤から川底まで高低差があり、川土砂を上げることが困難であることから実施されていないのが現状です。

近年、農業者の高齢化等に伴い大規模農家に農地が集約され、農業者の減少が進み、農業用施設の維持管理が課題となっており、湊生産組合においても用水等の管理が厳しい状況にあるとお聞きしています。西川は県管理河川であることから、引き続き県に対して要望していきたいと考えています。

また、国・県・市からの交付金である多面的機能支払交付金は、県管理河川であっても、慣行として地域で管理すべき水路等や農地と一体的に管理しているものであれば、水路の清掃を交付対象事業とすることができます。今後、美川地域の活動組織（美川自然環境保護の会）の事業計画に西川の清掃を追加できないか働きかけてまいります。

## 多面的機能支払交付金（農林水産省）

水路、農道、ため池および法面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金。

### (1)農地維持支払交付金

【支援対象】①農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動 ②農地の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

### (2)資源向上支払交付金

【支援対象】①水路、農道、ため池の軽微な補修 ②植栽による景観形成、ビオトープづくり ③施設の長寿命化のための活動 等

【活動組織】 農業者及びその他（地域住民、団体など）で構成される（広域）活動団体

【対象となる農用地】 ①農振農用地区域内の農用地 ②都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地

【交付単価】 10 a 当り 単価設定あり

【活動の手順】 ①組織の設立 ②事業計画の作成 ③申請書類の提出 ④活動の実施・交付金の交付 ⑤活動の記録・報告

【交付ルート】 国（国費）⇒都道府県（国費＋都道府県費）⇒市町村（国費＋都道府県費＋市町村費）⇒活動組織

発言【10】

アスファルト補修について

【市】

アスファルト舗装のひび割れ（クラック）につきましては、早い段階で補修ができれば補修部分も小さく済むと考えていますが、市内全域において市道における補修箇所が多くあり、緊急性を要するものを優先し、速やかに修繕を行っているところです。今後も、道路改良工事など他工事との状況や経費の効率化を図りながら、総合的に判断し作業を進めてまいります。

発言【11】

松林の雑木伐採について

【市】

平成29年度より順次、雑木などを除伐しています。除伐を1年で実施することは難しく、ボランティア団体のご協力のもと、計画的に進めていきたいと考えています。

来年度以降も雑木などの繁茂が激しい箇所を優先とし、計画的に除伐を進めていきたいと考えていますので、ご協力をお願いいたします。

発言【12】

市民協働で創るまちづくりについて

【市】

第1期モデル地区は5地区を想定しており、1月からモデル地区での取組みに係る説明会を行っています。複数地区を1ブロックとしたブロック別で5回開催し、

その後、各地区で話し合っただけモデル地区に手を挙げるかどうかの検討をお願いいたします。第1期モデル地区の募集期限は3月19日（木）です。

今後は、モデル地区での取り組みをとおして、地区と市で議論を重ね、より良い方向性を十分に精査し検討してまいりたいと考えています。

### 発言【13】

①市民協働で創るまちづくりにおける組織づくりについて

②空き家対策について

#### 【市】

①新しい地域コミュニティ組織は、子供から高齢者、男女を問わない住民や各種団体などの地区内の多様な主体に加え、地区外の市民活動団体や大学、企業などが参画できるような組織づくりを考えています。

今後は、モデル地区での取り組みをとおして、地区と市で議論を重ね、より良い方向性を十分に精査し検討してまいりたいと考えています。

②空き家につきましては、毎年町内会長にご協力いただき、町内からの報告により状況把握に努めており、空き家の所有者や相続権者には管理依頼文書を送付しています。また、空き地につきましても、近所から申出があった場所につきましては、年1回現地調査を実施し、管理の状況に応じて、所有者に対し草刈等の指導を行っています。

空き家対策につきましては、個人の財産ですので、貸したいのか売りたいのか、所有者本人の意思確認が必要となります。また、タヌキなどの有害鳥獣の捕獲等の対策につきましても、その所有者が適正に空き家・空き地を管理することが原則であり、市が直接対策を行うことができません。

市といたしましては、空き家の所有者に空き家バンク制度のパンフレットを送付することで、空き家の利活用の周知を図ってまいります。また、隣家と合わせた利活用ができるよう、地域と一緒に空家解消に取り組むので、空き家バンク制度の登録につきましても、所有者はもちろん地域や親戚の皆さんのご協力をお願いしたいと考えています。